

国民年金だよ



◆国民年金保険料の免除等を受けた方は追納をお勧めします

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除）、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間があると、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金の年金額が少なくなります。

そこで、将来受け取る老齢基礎年金の年金額を増やすために、10年以内であれば、免除等の承認を受けた期間の保険料についてさかのぼって納める（追納すること）ができます。

また、納めた国民年金保険料は全額、社会保険料控除の対象になり所得税、住民税が軽減されます。

【追納に関する注意事項】

一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき保険料を納付していない場合は、追納できません。

（例えば、4分の3免除の期間を追納する場合は、残りの4分の1の保険料を納めている必要があります）

老齢基礎年金を受けられる方は、追納できません。

追納は、免除などを受けた期間のうち、原則古い期間の保険料から納めることとなります。

追納するためには、申込みが必要で、「国民年金保険料追納申込書」に必要事項を記載し、お近くの年金事務所又は役場窓口へご提出ください。（郵送による提出も可能です）

【手続きの流れ】

申込みしたあと、厚生労働大臣の承認を受けたうえで納付書が送られてきます。届いた納付書でお支払いください。（口座振替並びクレジットカードでの納付はできません）

追納のご相談は、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

産前産後期間の国民年金保険料が免除となります

国民年金に加入されている方で、出産をされた方は、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度が平成31年4月から始まりました。

産前産後期間として認められた

期間は、保険料を納付したものとして老齢基礎年金の受給額に反映されますので、該当される方は届出をされることをお勧めします。

【対象となる方】

産前産後免除期間に国民年金第1号被保険者の期間を有する方。

【免除期間】

出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間です。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間です。

【届出時期】

出産予定日の6か月前から届出可能です。（出産後でも届出をすることが出来ます）

【必要な書類】

出産前に届出をする場合は、母子健康手帳をお持ちください。

出産後に届出をする場合は基本的に不要です。ただし、免除の対象となる方と子が別世帯の場合は、出生証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類が必要となります。

ご不明な点等がございましたら、お近くの年金事務所又は役場窓口へお問い合わせください。

年金相談・お手続きの際は、ぜひご予約を

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、事前予約が可能です。

待ち時間の少ない予約相談をぜひご利用ください。

予約相談希望日の1ヶ月前から前日まで受付しています。お申込みの際は、基礎年金番号のわかるもの（年金手帳や年金証書など）をご用意ください。

予約方法は、全国共通の専用受付電話「0570 05 4890」又はお近くの年金事務所に電話・来訪時にお申込みください。

お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ
電話26 9026

日本年金機構旭川年金事務所
電話0166 72 5002

